

# 令和2年度事業計画

事業期間 自 令和2年7月 1日  
至 令和3年6月30日

## 〈基本方針〉

本年は、土地家屋調査士法が制定されて70周年を迎える。この記念すべき年に、我々土地家屋調査士にとっても大きな関わりを持つ「土地基本方針」(新設)及び令和2年度以降の地籍調査等の迅速かつ効率的な実施を図るための「国土調査事業十箇年計画」が5月26日に閣議決定された。これは公嘱協会、土地家屋調査士が社会資本整備等まちづくりに貢献してきたこと等に鑑み、近年社会問題化している所有者不明土地問題、相続登記未了問題等への対応、また地籍整備の更なる推進への一翼を担うよう謳われたものと受けとめている。こうした大きなウェーブを捉え、我々の使命たる「公益目的事業」を通じて「官公署の良きパートナーとしてともに発展すること」を目指し、官公署からの期待にこたえなければならないと考える。

令和2年5月の内閣府月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある」と報告されたように、本協会についても厳しい状況にあると推測しなければならない。しかし、本協会は不動産に係る権利の明確化に寄与するという重要な使命の元、県民に安全と安心を提供するという大きな役割がある。そのためには、協会社員全員が力を合わせ、この難局を乗り切らなければならない。

本協会は、昨年度の実績を検証し、令和2年度も公共嘱託業務の適正かつ迅速な処理に向け、組織体制を一層確実なものとするこことで、公益法人としてのガバナンスの確立と内部統制の整備を図り、また法令遵守そして個人情報保護に努めるなど、更に透明性の高い運営を心がけ、官公署の協働者としての信頼を益々得て『選択される公嘱協会』としてのポジションを確固たるものとするべく、以下の事業を推進する。

今年度の公益目的事業「不動産に係る権利の明確化推進事業」の概要は次のとおりである。

1. 公共嘱託登記に係る受託事業 (法定事業)
2. 地図整備の促進等に係る受託業務 (関連事業)
3. 防災及び災害時支援事業 (自主事業)
4. 土地の境界及び公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業 (自主事業)

## 総務部

1. 組織関係
  - (1) 諸規則等の整備
  - (2) 効率的な事務運営の推進
  - (3) 会議及び研修会等の効率的な開催と円滑な運営
  - (4) 公益法人としての透明性を確保するための情報公開
  - (5) 公益法人としてのガバナンスの強化及び危機管理への対応
2. 事業関係
  - (1) 不動産登記制度及び調査士制度の啓発と公嘱協会の広報

## 財務部

1. 公益法人として社会から信頼される会計情報の提供

## 企画部

1. 防災及び災害時支援事業の推進
  - (1) 地図情報を活用した危機管理推進
  - (2) 災害時応援協力に関する体制強化
  - (3) 認定登記基準点等の整備に向けた体制強化
2. 土地の境界及び公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業推進
  - (1) 研修会等の企画と開催
  - (2) 不動産登記及び土地の境界に関する市民無料相談の開催
3. 社員教育の推進

## 業務部

### 業務部（推進）

1. 公共嘱託登記に係る受託事業の推進
  - (1) 登記測量（全部受託業務）の啓発
  - (2) 契約及び積算事務に関する体制の強化

2. 地図整備の促進等に係る受託事業の推進
  - (1) 地図作成業務の啓発と対応
  - (2) 官民境界確認補助業務の啓発と対応
  - (3) 認定登記基準点整備事業の啓発と対応

## 業務部（管理）

1. 嘱託登記受託処理体制の強化と啓発活動
  - (1) 官公署との協議
  - (2) 品質管理の徹底
  - (3) 業務処理に関する研究と対応
  - (4) オンライン申請の促進
2. 公益目的事業推進会議の企画と開催